

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
水道法（昭和32年法律第177号）第32条	専用水道布設工事の確認	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条に規定される施設基準を満たすこと。
- (2) 法第33条第2項及び第4項に規定される事項を記載した申請であること。
- (3) 法施行規則第53条に規定される書類及び図面の添付があること。
- (4) 盛岡市水道法施行細則第2条に基づく確認申請書による申請であること。
- (5) 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日号外厚生省令第15号）による施設基準を満たすこと。

2 標準処理期間は、30日（祝日休日等の閉庁日を含む）とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。